改正後	改正前
二　生活保護法第二十四条第一項の保護の開始若しくは同条第九項の保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 ［三～八　略］ ［28～67　略］	二　生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第二十四条第一項の保護の開始若しくは同条第九項の保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 ［三～八　同上］ ［28～67　同上］
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附　則

この省令は、令和六年三月一日から施行する。

○厚生労働省令第三十一号

検疫法（昭和二十六年法律第二百一号）第三十一条第二項の規定に基づき、検疫所長等服制の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年二月二十九日

厚生労働大臣　武見　敬三

検疫所長等服制の一部を改正する省令

検疫所長等服制（昭和二十七年厚生省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表	別表
一　共通	（新設）
名称	（新設）
甲帽	（新設）
地質	（新設）
製式	（新設）
摘要	（新設）
黒色の化学繊維及び麻の混紡織物とする。	（新設）
円型とし、黒色艶消しのビニールシート製前ひさし及びあごひもをつけ、そのあごひもの両端は、帽の両側において、いぶし銀色のボタン各一個で留める。 形状及び寸法図のとおり。	（新設）
前章	（新設）
黒色の台地にけい素樹脂製の金色のＱＵＡＲＡＮＴＩＮＥ　ＭＩＮＩＳＴＲＹ　ＯＦ　ＨＥＡＬＴＨ，ＬＡＢＯＵＲ　ＡＮＤ　ＷＥＬＦＡＲＥの文字を配するとともに、銀色のいかり、五翼及びＱ字を交配し、金色の桜葉九枚で抱き合わせる。 形状及び寸法図のとおり。	（新設）
帽章	（新設）
検疫所長及び検疫所支所長にあっては、前ひさしの前縁に沿ってけい素樹脂製の金色の桜模様を付ける。 種別形状及び寸法図のとおり。	（新設）
乙帽	（新設）
地質	（新設）
甲帽に同じ。	（新設）
製式	（新設）
ひさしを出したハイバック型とし、あごひもをつけ、そのあごひもの両端は、帽の両側において、黒色のボタン各一個で留め、側面に黒色のリボンを巻く。 形状図のとおり。	（新設）